

鳥取県環境負荷低減事業活動実施計画認定及び特定環境負荷低減  
事業活動実施計画認定要領

制 定 令和5年3月29日

最終改正 令和8年6月16日

## 第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「特定実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日付4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月作成、以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 実施計画及び特定実施計画（以下「実施計画等」という。）

1 実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

(1) 農業者が行う事業活動であること。

(2) 環境負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること。

① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（同項第1号）。

② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）。

③ 省令で定める事業活動（同項第3号）。

(3) 農業の持続性の確保に資するものであること。

2 特定実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

(1) 特定区域内で、集団又は相当規模で行われる事業活動であること。

(2) 環境負荷の低減を図るために行う基本計画の別紙に掲げる事業活動であること。

## 第3 認定基準

1 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

(1) 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。

(2) 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。

(3) 経営規模を表す指標（経営面積、販売額等）の概ね2分の1以上を占める生産活動において

環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

- (4) 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (5) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (6) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (7) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- (8) 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (9) 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

## 2 特定実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 特定区域内において集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- (4) 経営規模を表す指標（経営面積、販売額等）の概ね2分の1以上を占める生産活動において特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (5) 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (6) 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (7) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その

調達方法が適切であること。

- (8) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。
- (9) 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (10) 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

#### 第4 認定申請

- 1 実施計画等の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、(1)～(3)の事業計画書等及びその他必要な書類を添付した申請書を提出するものとする。

- (1) 実施計画

実施計画の認定申請書（別記様式第1-1号）、実施計画書（別記様式第2-1号）

- (2) 特定実施計画

特定実施計画の認定申請書（別記様式第1-2号）、特定実施計画書（別記様式第2-2号）

- (3) 実施計画及び特定実施計画

実施計画等の認定申請書（別記様式第1-3号）、実施計画等計画書（別記様式第2-3号）

- 2 農業者が主たる構成員であり、かつ、農業協同組合等の生産部会等で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること、又はその他知事が適当と認める団体等の基準を満たす農業者の組織する団体（以下「申請団体」という。申請団体の構成員を「団体申請者」という。）が作成して認定を申請する場合は、前項(1)の申請書及び実施計画等に加え、団体申請者個々に記載が必要な項目は別添1～5の団体申請者一覧表等の添付に代えることができる。

- 3 1の申請書及び実施計画等は、当該申請者が居住する（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）地域を所管する東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下、「所長」という。）に提出するものとする。

また、2の申請書及び実施計画等は、団体申請者の住所を所管する東部農林事務所長（構成員の住所が八頭郡内に限られる場合にあっては東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（構成員の住所が日野郡内に限られる場合にあっては西部総合事務所日野振興センター所長とする。）へ提出するものとする。

なお、団体申請者の住所が複数の総合事務所の所管区域に係る団体にあっては、生産振興課長へ提出するものとする。

- 4 第7及び第9に規定する書類の提出先については、第4を準用する。

#### 第5 実施計画等の作成指導

所長等は、実施計画等を作成しようとする者に対して必要な導入・助言を行うものとする。

## 第6 実施計画等の認定

- 1 所長等は、実施計画等の審査にあたっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに第3の認定基準、基本方針、ガイドライン及び基本計画に則して行うものとし、内容が適正と認めた場合には、申請者又は申請団体に対し、認定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。なお、実施計画の認定期間は、認定を行った日以降の日から5年を目途に定めることとする。
- 2 所長は、実施計画を認定したことを農林水産部長及び申請者等の住所地の市町村長に通知するものとする。
- 3 生産振興課長は、実施計画を認定したことを申請者等の住所地の所長及び市町村長に通知するものとする。
- 4 認定しなかった場合にあつては、不認定通知書（別記様式第4号）により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者等に対してその旨を通知するものとする。
- 5 所長は、特定実施計画の認定をしようとするときは、別記様式第10号に当該認定に係る計画の写しを付して、当該計画に係る関係市町村長の意見を聴くものとする。この場合、関係市町村長等は、基本計画及び法令に照らして適切なものであること等の認定要件に則して判断し、別記様式第11号により所長に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

なお、特定実施計画に、次の内容が含まれている場合は、所長は、あらかじめ生産振興課長へ当該認定に係る計画の写しを送付する。生産振興課長は、あらかじめ中国四国農政局長に協議を行い、同意を得るものとする。

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第2条第5項に規定する食品等の流通の合理化が含まれるとき。
  - (2) 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産の交付の目的以外の目的の使用等の内容が含まれるとき。
- 6 生産振興課長は、特定実施計画が認定されたときは、中国四国農政局長にその旨を通知するものとする。（法第21条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項又は同条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）が実施計画に記載されているものに限る。）

## 第7 実施計画等の変更

- 1 法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画等（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第5号）を所長等に提出するものとする。変更申請書には、省令第9条の規定に基づき、変更後の実施計画等及び変更前の実施計画等の実施状況報告書（別記様式第6号）、その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 実施計画の変更手続等に当たっては、1に定めるもののほか、第4、第5及び第6の規定に準じて行うものとする。
- 3 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をし

ようとするときは軽微な変更届出書（別記様式第7号）により、所長等へ届け出るものとする。  
なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更。
- (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6カ月以内の変更。
- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと所長等が認める変更。

## 第8 実施計画等の再認定

- 1 認定実施計画等の認定期間が終了した場合、認定者は再度実施計画等の認定を受けることができる。
- 2 1 の手続に当たっては、第4、第5及び第6の規定に準じて行うものとする。

## 第9 実施状況の報告

認定者は、年度ごとの実施計画等の達成状況等について、実施状況報告書（別記様式第8号）により、4月末までに所長等に提出するものとする。

## 第10 認定の取消し

- 1 所長等は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第9号）により通知する。
- 3 所長は、認定を取り消したことを農林水産部長及び申請者等の住所地の市町村長に通知するものとする。
- 4 生産振興課長は、認定を取り消したことを申請者等の住所地の所長及び市町村長に通知するものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画等の認定に関し必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年3月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和8年6月16日から施行する。